

## 平成 22 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録(公表用)

平成 22 年 2 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（34 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番	川崎眞志男	君	23 番		君
4 番	坂上 眞守	君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番	川峯 正美	君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番		君
8 番	稲田 秀敏	君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番	前田 達也	君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番	松本 明博	君	33 番	宮崎 義一	君
14 番		君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番		君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

14 番	山本 友保	君	23 番	平岡 秀樹	君
18 番	倉田 喜一	君	27 番	池田 裕之	君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局 長	新納 博章	参 事	松田 泰治
農地庶務係長	中村 政一	主 査	松村 康平
参 事	平井千嘉子		

### 4、議事日程

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 8 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議第 9 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 10 号	農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について
日程第 6	議第 11 号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について
日程第 7	議第 12 号	平成 22 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○議長 皆さんこんにちは。雨天が続いていまして、午前中の晴れ間に小麦の根腐れ防止のために溝きりを行っていましたが、天候に左右される露地栽培は大変だと実感しています。委員の皆さんも農作業の忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより、平成 22 年天草市農業委員会第 2 回総会を開会します。

---

○議長 それでは議事に入ります。議事日程第 1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、13 番松本明博委員、15 番森岡一正委員を指名いたします。

---

○議長 日程第 2、議第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の議案と 3 条審査資料をご覧ください。

それでは、1 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●市の譲渡人より、●●町の畑を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町と●●町の譲渡人より、●●町の畑を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

3 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●市の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全

部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

4 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の田、畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は、野菜を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

5 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は柿、栗、梅を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

6 番の案件について説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで 10 キロ以内で、容易に通作でき、申請地は柿、栗、梅を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地また今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

○事務局 7 番の案件について説明します。●●町の譲受人は経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は温州みかん、デコポンを栽培される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められるとのことから特に問題ありません。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

○事務局 8 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、

住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

9 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

10 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は、野菜を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

11 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は、稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

12 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

13 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●町の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

14 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、農業経営規模拡大のため、●●町の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培されるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

15 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●在住の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は、稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

16 番の案件につきまして説明します。●●町の譲受人は、経営規模拡大を図るため、●●在住の譲渡人より、●●町の田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は、すべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は、稲作をされるそうです。また、農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、また、今回取得する農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行うと認められることから該当しません。農作業常時従事要件以下についても該当なしとなっております。

○議長 それでは、1 番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○委員 1 番について説明いたします。譲受人と譲渡人は兄弟でして、譲渡人が●●市在住で耕作ができないということで、今回贈与されるということでございます。場所は譲受人の自宅から 100 メートル位離れた所で現在も家庭菜園として利用されています。別段、問

題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 2番につきまして説明いたします。現場は譲受人の集落の公民館の隣にあります。

よく耕作されていまして、特に問題になるところは無いと考えるので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○事務局 本日は担当委員が欠席されていますので、3番と4番の案件について事務局から説明申し上げます。3番につきましては、現地確認を行いましたところ、申請地は畑としてよく管理されており、また譲受人は現在も農業を頑張っておられるので何ら問題はないとのことでした。

次に4番の案件について説明いたします。こちら申請地の田畑は農地として整備されており、また譲受人は現在も農業を頑張っておられるので何ら問題はないとのこと、よろしくご審議をお願いしますとのことでした。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして、4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 5番と6番につきましてご説明いたします。5番と6番の譲受人は同一人です。5番につきましては、現在は梅が栽培されています。別の作物も耕作は可能なので、特別問題はないと思います。

次に6番ですが、地目は水田ですが、排水不良地ということで、埋め込みを行って畑のようにはなっていました。耕作は可能な状態になっていました。問題は無いと思いますので、ご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして、6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 7番につきましてご説明いたします。譲渡人は以前は果樹を中心に農業をされていましたが、今は勤め人ということで、隣接地で耕作をしている譲受人に売買の話を持ちかけて合意ができたそうです。何ら問題は無いと思います。審議方よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 8番について説明いたします。申請の土地は譲受人の自宅の前にありまして、現地確認に行きましたが、よく管理されていました。問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 9番の件につきまして説明いたします。この前現地確認に行きましたとき、綺麗に整地してありましたので譲受人に事情を聞きまして、譲渡人がかなり高齢ということで、手がかかる畑を地区の中核農家である譲受人に売買するという合意ができたそうです。今後は果樹を栽培するということでした。問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。

- 議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、10番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。
- 委員 10番から12番までについて説明いたします。ご覧のとおり10番から12番の譲渡人は同一人です。10番の土地は十数年前は譲受人の名義だったそうですが、事情があって譲渡人の名義になっていましたが、耕作については譲受人がずっと行っていたそうです。今回買戻しという形で申請されたそうです。問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。
- 11番につきましても、10番と同様の事情があって、今回買戻しということで、申請があります。譲受人は水稻と牛を飼っておられ、今後も農業を行っていくということですので、問題は無いと思います、よろしく申し上げます。
- 12番につきましては、譲受人は勤め先を数年前に退職されて、水田と果樹等で農業を頑張っておられます。問題は無いと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
- 議長 続きまして、11番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
- 議長 続きまして、12番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
- 議長 続きまして、13番の件につきまして、本来ならば担当委員より説明をお願いするところですが、担当委員が関係者となっていますので、議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席していただきます。議案終了後に入室、着席していただくこととなります。説明につきましては近隣地区の委員さんをお願いしてあります。  
(●●委員退席)
- 委員 13番の件について説明いたします。譲渡人は親子ともども勤め人で、隣接所有者で

地域の中核農家である譲受人に、売買で所有権移転を行うというものです。何ら問題は無いと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました13番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

(●●委員入室のうえ、着席)

○議長 それでは14番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 14番の件について説明いたします。譲渡人は高齢で耕作を続けていくことができなくなったので、隣接地の耕作者である譲受人に買ってくれないかと話をして合意ができたそうです。何ら問題は無いと考えますので、よろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました14番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、15番の件につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○委員 15番と16番の件について説明いたします。15番の譲渡人は現在は●●にお住まいですが、以前はお父さんが申請地の集落に住んでおられました。その実家も●●年前に取り壊されて、こちらに帰って来るとも無いということで、買い手を探されていたそうです。申請地は譲受人が勤めの傍らですがずっと耕作をしておられて、その縁で買うことになったということでした。何ら問題は無いと考えますので、よろしくをお願いします。

また、16番ですが、譲渡人は15番と同じ人です。譲受人が同級生ということで無理を言っておいて買ったということ。申請地は集落営農に参加している土地で、譲受人も構成員の一員です。問題は無いと思いますので、審議をよろしくお願いたします。

○議長 ただ今説明がありました15番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして、16番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

- 
- 議長 日程第3、議第8号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。
- 事務局 1番の案件について説明します。●●市の申請人は、貸駐車場とするため、畑を転用したいというものです。既に駐車場として利用がなされておりますので、始末書が添付されております。
- 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地で周囲は宅地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 1番の説明を行います。位置図と見取図をご覧いただければ判り易いと思いますが、申請地はビルの間の土地で既に貸駐車場として利用されていますので、始末書が添付されています。地域的にも問題の無い場所です。審議方よろしくをお願いいたします。
- 議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、2番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 2番の案件について説明します。●●町の申請人は、自己住宅を建築するため畑184㎡を転用したいというものです。
- 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地で周囲は宅地となっております。資力及び信用要件は、自己資金についての残高証明書が提出してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 位置図と写真をご覧いただきたいと思います。この地区は住宅が密集している地域で、申請地も3方が住宅に囲まれています。特別問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、3番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 3番の案件について説明します。●●町の申請人は、県の保安林の指定を受けるためヒノキを植林して畑を転用したいというものです。
- 別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております、隣接同意書も添付されております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金で、100万円以下のため証明書不要ですが、適当であります。以下記載のとおりと

なっており、基準に適合しております。

○委員 3番について説明いたします。位置図と写真をご覧いただきたいと思いますが、既に小灌木が繁殖しています。耕作も不便なところで、周りが全て保安林でございます。特別問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番の案件について説明します。●●町の申請人は、県の保安林の指定を受けるためヒノキを植林して畑を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっており隣接同意書も添付されております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金で、100万円以下のため証明書不要ですが、適当であります。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 4番について説明いたします。ここも山の中で耕作が不便で、灌木が大きくなり始めているところです。植林をして管理することもやむを得ないことだと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

○委員 3番と4番の申請の中に(保安林)とありますが、保安林については、自分の土地であっても勝手に立木を伐採できない規制があると思いますが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 3番と4番は、地区は違いますがどちらも県の砂防地域の指定を受けて、砂防工事を実施する計画があるそうです。指定を受けるためには、区域内に農地があつては指定は受けられないということです。場所的にも耕作に不便なところで、周辺も山林化しているところです。

○委員 保安林とか水源涵養林とか色々ございますが、申請人がその意味を知っていなければならないので、事務局にはその意味を説明する責任があると思っています。今後このようなケースがあつた場合は、申請者に詳しく説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 申請者の方には県の担当者から詳しく説明をおこなつて、同意をされたので今回の申請となつたものがございます。

○議長 ●●委員、よございますか。他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番の案件について説明します。●●市の申請人は、地区の多目的広場として地区に無償で貸借するために畑を転用したいというものです。既に現所有者のお父さんにより●●年前造成がなされておりますので、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 5番について説明いたします。申請地は公民館の隣接地になっていまして、●●年前に申請人のお父さんに「荒れた土地だから貸してくれ」ということで、既に利用されております。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番の案件について説明します。●●町の申請人は、周辺が山林化していて耕作が出来ないため、杉を植林して田、畑を転用したいというものです。既に植林がなされておりますので、始末書及び隣接同意書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

また、担当委員が本日は欠席されておりますので、担当委員さんからの意見をご説明申し上げます。「申請地の現地確認を実施したところ、既に植林がされており、また周囲は山林化しておりましたが、申請地は草払い等の管理もされており植林も仕方ないのではということで、審議をよろしくお願いします。」ということでした。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番の案件について説明します。●●町の申請人は、夫が経営する事業用トラックの駐車場用地として利用するため畑を転用したいというものです。現在一部駐車場として利用してありますので始末書が添付され、また隣接の同意書も添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。ほかの要件につきましては、以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

また、この案件につきましては、関連として隣接地が5条で申請がっております。

- 委員 7番について説明いたします。位置図及び現場写真をご覧ください。自宅の周りで、既に転用されて利用されています。よろしくご審議をお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、8番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 8番の案件について説明します。●●町の申請人は、クヌギを植林するため、●●町の畑を転用したいというものです。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接地に農地はなく適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 8番について説明いたします。申請地につきましては今までミカン等を栽培されていましたが、高齢で耕作ができなくなり、後継者もいないので、植林して管理したいというものです。現地は東側が杉山、西側、南側及び北側が雑木林となっており、植林することで周囲に迷惑はかからないところです。特に問題は無いと考えます。ご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、9番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 9番の案件について説明します。●●町の申請人は、杉を植林するため、●●町の畑を転用したいというものです。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接同意が添付してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 9番について説明いたします。場所等につきまして、位置図及び現地写真をご覧ください。ただきたいと思います。写真をご覧くださいれば判ると思いますが、申請地が観光施設のすぐ下にあり、また植林したばかりのため、景観上のことを考え、申請者と相談をしましたが、高齢でどうしても耕作を継続することができないということでした。隣接農地の同意書も添付され、農地法上は何の問題も無いと思います。審議方よろしく願いいたします。
- 議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。
- 委員 観光施設のそばで、木が大きくなったら施設がみえなくなり、観光面で影響は無い

のかなと思うんですが、その辺はいかがですか。

○委員 地区の方からもそういった相談がありまして、景観条例とか色々調べましたけれども、周辺地区にそういった規制は設けてなくて、農地法で判断することしかできないということでした。

○議長 他に、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番につきまして説明をお願いします。

○事務局 10番の案件について説明します。●●町の申請人は、杉を植林し保安林とするため、●●町の田を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接地に農地はなく適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 10番について説明いたします。位置図及び現場写真をご覧いただきたいと思います。住宅地から1.5キロほど山に入った所で、周囲を杉や竹林に囲まれたところです。県から砂防ダム建設の話があり、事業の推進のために植林し、保安林の地域指定を受けたいということでした。問題は無いと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第4、議第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番の案件について説明します。●●町の譲受人は、自己住宅用地とするため、●●の譲渡人より、●●町の畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。既に臨時の駐車場等に使用されておりますので、始末書が添付されております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金についての残高証明書、及び融資証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 1番について説明いたします。場所等については位置図及び写真をご覧いただきたいと思います。譲受人は現在の借家が家族●人で生活するのに手狭になったので、自己住

宅を建設したいということです。周囲に農地はなく、雨水は道路側溝、汚水は下水道に放流ということで、問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番の案件について説明します。●●町の譲受人は、駐車場として利用するため、●●市の譲渡人より●●町の田を賃貸借したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金で、100万円以下のため証明書不要ですが、適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 2番について説明いたします。場所等については位置図及び写真をご覧いただきたいと思います。譲受人は写真に写っています現在の会社の隣接地を整備して駐車場としたいということです。雨水については自然勾配で側溝に流し、また、給水が無いため汚水も発生しません。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番の案件について説明します。●●町の譲受人は、庭用地として利用するため、●●町の譲渡人より●●町の自己住宅に隣接する田を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、自己資金で、100万円以下のため証明書不要ですが、適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 3番について説明いたします。申請地は申請人の住宅の裏手の隣接地になります。地目は田になっていますが、家よりも少し高くなっていて段差があり、また家に迫っていますので、宅地拡張のため購入し、削り取って庭用地とする計画です。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番の案件について説明します。この案件につきましては、同時に4条申請もあっておりましたが、●●町の譲受人の配偶者が経営する事業用駐車場として利用するため、●●町の譲渡人2人から畑を売買により取得し、また4条案件の7番に上げておりました自己所有の畑と合わせて転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。既に一部駐車場として利用なされておりますので、始末書が添付されており、ほかの要件につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 4番について説明いたします。ただいま事務局から説明がありましたように、4条申請の案件と併せて既に一部利用されています。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番の案件について説明します。この案件につきましては、●●町の譲受人が、庭用地として利用するため、●●町の譲渡人2人から畑を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。既に庭用地として利用なされておりますので、始末書が添付されており、また隣接同意書も添付されております。ほかの要件につきましては、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。

○委員 この案件も先ほどの隣接地になります。庭用地として申請があっていますが、半分以上は土手みたいな形状です。譲渡人の名義が違う関係上案件が分かれて申請があつていきます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番の案件について説明します。●●町の借受人は墓地用地とするため、貸渡人より畑を賃貸借により借受けたいというものです。

別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金についての証明書は提出してあり、また、審査要件5の行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みとして、墓地・埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく墓地等経営許可があります。天草市環境課に問い合わせたところ申請書の提出もされていて、許可の見込みであります。また、既に一部が着工されていたので併せて始末書が添付されています。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

- 委員 貸渡人と借受人は親戚になります。問題は無いと思いますので、ご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。
- 委員 申請理由が墓地となっているのに比べて、転用面積が広いのは、これは共同墓地ということですか。1軒の納骨堂にしては大きすぎるとは思いますが、その辺を教えてください。
- 委員 納骨堂は1軒分です。後は駐車場です。その駐車場は貸渡人の墓地がすぐ上にあって、そのためにも使用するということでした。
- 事務局 事務局からも補足をさせていただきます。主たる目的が墓地ということでございます。ただ周辺に墓参りのときの駐車場所がないということで、親戚関係の駐車場も併せて、造成することになったということです。
- 議長 ●●委員、ただいまの説明でよろしいですか。
- 委員 はい。
- 議長 他に質疑はありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。  
それでは、7番につきまして説明をお願いします。
- 事務局 7番の案件について説明します。●●町の譲受人は、クヌギを植林するため譲渡人より、●●町の畑を贈与により取得し、転用したいというものです。譲渡人と譲受人は親戚関係になります。  
別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障の有無要件については、隣接同意が添付してあり適当であります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。
- 委員 7番について説明いたします。譲渡人が高齢になり耕作も続けていけないので、後々の混乱を避けるため、自分が元気なうちに親戚に贈与しておこうということになったそうです。写真をご覧いただければ判りますが、既に矢竹が茂っています。周囲もご覧のとおり雑木や矢竹が茂った状態で、地目上の隣接農地の全ての同意は得られていませんが、クヌギの植林でもありますし、営農上の支障が出るようでしたらすぐ切るということでござ

いました。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

○議長 日程第5、議第10号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第10号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●●町の申請他利用権の再設定の計画が59件、新規設定の計画が41件です。また、面積は303,136.61㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 無いようですので、ただいま説明がありました1番から100番までの件につきまして、質疑はありませんか。

○委員 契約期間についてですが、奨励金の単価の区切りが3年と6年になっていますが、3年未満や5年とか10年とかの契約期間があつて、奨励金の受給の面から考えるともう少し、事務局で指導したほうが良いのではと思いますが、その辺はいかがですか。

○事務局 支所には、利用権設定の申し込み時に奨励金についての説明も併せて行なうよう指導しています。ただ、旧市町の時代に5年とか10年の設定期間があつたみたいで、それを引き継いでいると思われるところもあります。また、どんなに説明しましても結局は当事者間の合意事項でありますので、統一的な取扱いは難しいと思われます。今後もそういった面も含めまして、支所にも、申請者にも指導は行なっていきます。

○議長 ●●委員、よろしいですか。

○委員 今後とも指導をよろしく申し上げます。

○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から100番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

○議長 日程第 6、議第 11 号贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 個別の説明に入ります前に、農地の権利移動に伴う税金関係の概略についてご説明いたします。お手元に配布してしております封筒の中に、資料を同封しています。両面印刷で 2 枚の簡単なものですが、登録免許税、不動産取得税、贈与税及び相続税について、農林水産省が提供している資料です。

また、その他の関係税制についても、以前お配りしている「くまもと農業バックアップ大作戦」という冊子の 37 ページから 40 ページにかけても簡単な説明が記載されています。後で確認をお願いしたいと思います。

農地の経営移譲に関しては、まとまった形で後継者に引き継ぐことや、農地の集積を図ることが農業政策として必要なため、優遇税制が制度化されています。

今回の議案に関しては、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予に係るものです。それぞれの申請者については、納税猶予の期限が確定するか、贈与者・受贈者のいずれかが亡くなるまでの間、引き続き特例の適用を受けるためには、贈与税の申告期限から 3 年ごとに「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」をつけて、管轄の税務署に継続届出書を提出しなければ、納税猶予が打ち切れ、猶予を受けた贈与税額の全部又は一部と利子税を納付しなければなりません。その他に納税猶予が打ち切られる場合として、申請時に適用を受けた農地を譲渡、贈与、転用及び貸借権等の設定を行なった場合、適用を受けた農地にかかる農業経営を廃止した場合、受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合などがあります。

県税であります不動産取得税についても、贈与税と同様の規定が地方税法で設けられています。

また、平成 15 年度からは、相続時精算課税制度による申請が行われています。それでは、担当から個別の案件についてご説明いたします。

○事務局 証明書の申請案件を番号、受贈者氏名、住所、贈与者氏名の順に申し上げます。

(1 番から 10 番までを読み上げて説明する。) 以上です。

○議長 事務局から説明がありました。1 番から 10 番まで各担当委員より順次説明をお願いいたします。

○委員 1 番の申請人は、自動車関係の仕事の傍ら、贈与を受けた農地について熱心に耕作をされております。頑張っておられる方ですので、よろしく申し上げます。

○委員 2 番の申請人は、ハウスデコポンを 50 a ほど栽培するなど果樹を中心とした認定農家で頑張っておられます。何も問題はありません。

○委員 3 番から 5 番まで説明します。3 番の申請人は、贈与を受けた農地で飼料作物を栽培し、繁殖牛を中心に農業をやっておられます。認定農家にもなって頑張っておられます。

4番の申請人は、贈与者のお父さんが施設に入所されておられますが、申請者の息子さんは勤めの傍ら、農業も頑張っておられます。

5番の申請人は、贈与者とは兄弟でありまして、贈与を受けた土地を含めて農業を頑張っておられます。3人とも何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員 6番について説明します。申請者と贈与者は親子関係でして、現在も親子3代で農業をしておられます。経営の内容は、牛とタバコが中心です。申請者の息子さんも農業大学を卒業されて畜産を中心に就業されています。地域農業にとって将来が楽しい農家です。よろしくをお願いします。

○委員 7番について説明します。申請人は●●に勤めながら、息子さんと全ての農地を耕作しておられますので、問題は無いと思います。

○委員 8番について説明します。申請人が父親から贈与を受けた農地について、●●の傍ら夫婦で熱心に耕作をされています。よろしくご審議をお願いします。

○委員 9番について説明します。申請人はハウスデコポンや路地ミカンの栽培をしている認定農家です。何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○委員 10番について説明します。申請人は県立農業大学も卒業され、地域の中核農家として頑張っておられます。何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただいま説明がありました1番から10番までの件につきまして、質疑はありませんか。

○委員 「租税特別措置法第70条の4」これが記された資料はどこにありますか。

○事務局 議案の中の証明事項欄に「租税特別措置法第70条の4」、「地方税法附則第12条」という適用条文を記載していますが、説明資料としてその条文の写しを添付しようかとも考えたんですが、余りにも長いのが一つと、参照条文が多くて、直接的には判りにくい表現でしたので、皆さんのお手元の資料に替えさせていただきました。

○委員 以前は贈与税の対象となる評価額が、基礎控除額である80万円を超える場合は、数年に分けて贈与した方が無税になりますという指導があったわけです。当然親が子に財産を譲っていく訳ですから、まとめて贈与した場合に農業委員会が証明をしなければならないという規定が、どこにあるのかを教えてください。また、農業委員会がなぜこういう証明をしなければならないのか、税務課があるのになぜなのか、不思議に思いますので、説明を求めたいと思います。

○事務局 登記又は現況地目の所有者等については税務課でも証明ができますが、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」というのは、自作地、借入地等を把握している農業委員会では証明できないこととなります。そういったことで先ほどの「租税特別措置法第70条の4」、「地方税法附則第12条」の中で、納税猶予又は徴収猶予を継続して受ける場合は3年に1度、その証明書を添付して、また、対象農地について異動があった場合はその旨も併せて管轄税務署、地域振興局に届け出ることが定められています。

○委員 農地であっても家屋であっても、親から子へ財産を譲っていくことは当たり前なんです。譲られた農地を耕作していくことも当然のことです。それをなぜ農業委員会が証明

しなければならぬかもう一度説明してください。

○事務局 これは国の政策として農地を後継者に一括して贈与した場合には、それについての贈与税の納付を猶予するという制度です。その目的は農地が細切れになって農業経営が成り立たなくなるのを防止するためにこの制度が設けられているものです。

先ほど 80 万という数字がでましたが、贈与税については特別控除が 110 万円というのがありますが、ここで申請されている方々はそれ以上の評価額だったということになります。一括贈与をしない場合は、それぞれ計算して特別控除額を超えた分について、贈与税の納税を行うことになると思います。各申請者については、『贈与者がなくなられて相続が確定するまでの間は納税を猶予する、その代わり 3 年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を農業委員会からもらって出してください。』ということになっています。

○議長 ●●委員よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1 番から 10 番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

---

○議長 それでは、日程第 7、議第 12 号平成 22 年度天草市農業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 説明いたします。この労働賃金標準額の設定は、各農家の農作業賃金の目安を示すことにより、当事者間の混乱ができるだけ発生しないよう利便性を図るための行政サービスです。ですから、この標準額は拘束力を持つものではなく、あくまで農作業受委託の参考となるものです。なお、この案は 2 月 15 日に運営協議会で検討していただきました結果であります。

それでは、平成 22 年度天草市農業労働賃金標準額（案）をご覧ください。

22 年度案であります。状況判断から価格を据え置いた結果となりました。耕運機・トラクターを使った、あらぐれについては、10a 当たり 6,500 円。同様にしろかきが 6,500 円。あらぐれ、しろかきを一緒に行う場合が 10,000 円。水田あとの平耕起が 5,800 円。水田あとの畝立てが 8,800 円。畑の耕起が 6,000 円。田植機による田植が苗代別の 5,500 円。バインダーによる刈取りがヒモ代別で 6,500 円。コンバインによる刈取りが 13,000 円。ハーベスターによる稲脱穀が 30kg 当たり 500 円。一般農作業が 8 時間当たり 5,100 円です。

また、この労働賃金(案)は、下の欄外に、「この労働賃金はあくまでも標準であるため、基盤整備が済んでいない田畑や、軽油などの燃料価格の変動に伴う経費の増加等については、地域の実情等を考慮のうえ当事者間で協議して決めてください。なお、営農組合、受

託組合等においては、それぞれの受託料金が設定されています。」という文言を注釈として記載してあります。

では、案の作成に至った背景につきまして説明をいたします。

まず、資料1の熊本県の最低賃金決定状況の推移をご覧いただきたいと思います。これは、厚生労働省の資料で、熊本県の最低賃金の決定状況を表しております。熊本県においては、平成19年で時給620円であったのが、20年には628円、そして平成21年度は、平成21年10月18日から時給630円となっております。

次に、資料2は、天草市シルバー人材センターの配分金見積もり基準単価表であります。これは、平成19年4月1日現在の単価表であります。平成21年度においても、単価表の改定はなされていません。基本的には、平成12年度からそれぞれの職種の配分金、事務費については、据え置かれているということです。表の右下部分に比較対象とな軽作業群という区分があり、農作業、土木作業の項目がありましたので、太線で囲っております。

次に、資料3の農林水産統計の農業物価指数であります。平成17年を基準とした指数で、平成20年までについて、平成21年10月9日公表の資料です。農業物価指数は、農家が販売する農産物の生産者価格及び農家が購入する農業生産資材価格を把握し、農業における投入・産出の価格変動を測定するものです。

まず、農産物価格指数は、農家が販売する農産物の価格を指数化したもので、図1は、平成10年から20年までの指数の動きを表しています。平成20年の総合農産物価格指数は97.7で、果実や花きなどが低下したものの、野菜や畜産物の上昇により、前年に比べ0.1%の上昇になっています。

右側の農業生産資材価格指数は農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、次のページの図2を見ていただきますとお分かりのとおり平成14年までは緩やかな低下傾向が続いたものの、平成15年ごろから原油価格上昇等の影響による光熱動力、飼料等の上昇により、5年連続の上昇となり、平成20年の総合農業生産資材価格指数も、113.6で、肥料、飼料、光熱動力等の上昇により、前年に比べ7.6%の上昇となっております。

次に、資料4は天草市管内の営農組合等の農作業受託料金等を取りまとめた表で、元は農業振興課で調査したものです。最新版が平成20年度でしたので、事務局で21年度中の変更分と平成22年度からの変更の意向等を調査した資料です。有明地区の乾燥料金が7,000円から8,000円に変更、天草町分の変更があるなど、ごく一部を除き平成21年度での変更はなく、22年度も現在は変更の予定は無いとのことでした。

資料5の石油製品の天草市契約単価の推移ですが、市の契約検査課で単価契約をしたもので消費税は別になっています。一般小売対象との価格比較はできませんが、平成21年1月の石油製品の単価に比べ、平成22年2月の単価は無鉛ガソリンで、アップ率16.22%の値上がりとなっております。また、軽油が5.77%、灯油が12.33%、A重油は12.86%の値上がりとなっております。

最後に、資料 6-1 として天草市農業労働賃金標準額の推移をまとめた表をつけています。合併当初の平成 18 年度は旧市町の額を引き継ぐということで特別ですが、一般農作業賃金が平成 21 年度に 100 円アップしたことを除きますと、平成 19 年度から昨年度まで変更はありません。

資料 6-2 が標準額の表を公表する時の説明文の推移です。各年度ごとに微妙に異なっていましたので、参考までに作成しました。

以上、資料 1 から資料 6 までの状況をまとめてみますと、一般農作業に関して関連が最も高い、熊本県の最低賃金が 0.32% アップしてはいるものの、平成 19 年度単価 5,000 円に 20 年度のアップ率 1.29% 及び 21 年度のアップ率 0.32% を乗じた額が、5,080 円となり、昨年単価を変更する必要は無いものと思われま。

また、天草管内の農作業受委託関係の料金については、労働賃金標準額に直接関連する項目につきましては、ほぼ変更がない状態です。よって、22 年度案としては、価格は据え置くことで作成し、提案をさせていただきました。

ただし、燃油価格については、軽油が 5.77% の上昇にとどまったものの、ガソリンが 16.22%、灯油・重油は 12% 台の値上がりをしています。農機具を使用する受託作業の料金で、燃油価格が料金に占める割合等が不明ですので、昨年夏頃から高値安定の形になっている燃油価格の影響がどの程度になるのか判明しません。そのため、表の下の欄に、「軽油などの燃料価格の変動に伴う経費の増加等について・・・」という記載をいれ、年度途中での急激な変化に対応できるようにしたものです。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただいま来年度の農業労働賃金標準額案の説明がありましたが、事務局からも説明があったとおり 2 月 15 日に運営協議会で検討して、協議を行い、今年度と同額が順当ではないかとの意見が多数ございました。また、その根拠については、ただいまの説明の中にありましたとおり、農家の所得関係や熊本県の最低賃金の動向、あるいは地域の農作業受委託組織の料金の状況を踏まえて、農家の収支バランスを考慮し農業経営の安定化を図るうえにおいて、据え置くことが適当であるということであります。

それでは本件についての質疑をお願いします。質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 22 年天草市農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。

午後 4 時 08 分

閉 会